

引当金明細表

年 月 日から 年 月 日まで

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	

備考

- 1 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
- 2 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
- 3 「当期減少額」の欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注に記載する。
- 4 退職給付引当金について、退職給付に関する注記（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の13に規定された注記事項に準ずる注記）を貸借対照表若しくは損益計算書の末尾又は他の適当な箇所に注記しているときは、附属明細書にその旨を記載し、その記載を省略することができる。